

東京都議会議員選挙(島部選挙区)選挙公報

東京都選挙管理委員会

ぶれない日本共産党だから まっすぐ 島のねがい 都政に



綾とおる あや 60歳 日本共産党

改憲、増税、原発再稼働
安倍政権の暴走ストップ

命とくらし

医療・介護の安心で
住み続けられる島へ

- ・国保・介護・後期高齢保険料それぞれ5000円引き下げ
- ・島外医療機関への通院費用の補助を制度化・拡充

島の発展

知恵をあつめて
各産業の振興へ

- ・イベントおしつけではなく、各島の特色生かした振興策を
- ・燃油、ガソリンなどの価格を本土並みに

燃油やガソリン代の値上がりなど、アベノミクスの被害は島にも押し寄せています。そのうえ消費税の増税がねらわれています。そんなとき、都政は都民の命とくらしを守る「防波堤」となるべきです。私は都議会でのこのことを、声を大にして訴えます。

「島で生まれ、育ち、働き、子や孫に囲まれて豊かな人生を全うしたい」「若い世代に未来を託せる島に」とのねがいを都政に届け、島民の命とくらしを守るため全力を尽くす決意です。

日本共産党
JCP

プロフィール 北海道出身。式根島在住。中央大学卒。国鉄(現JR)入社。元国労上野支部副委員長。現在、党島部都政相談員。1級小型船舶操縦士。健康法は明日葉と烏骨鶏を食すこと。

島は東京の宝だ!

伊豆諸島・小笠原諸島の島づくりは若い力で。

島しょの更なる発展へ、全力投球。

1. 観光、農業・漁業の振興と後継者の育成
2. 医療・福祉の充実
3. インフラの整備

Profile

- ・昭和47年生まれ大島町出身
- ・同志社大学大学院 法学研究科修了
- ・衆議院議員石原ひろたか元秘書
- ・東京都議会議員1期
- 現 東京都議会自民党副幹事長

三宅さんを応援しています

- ・内閣総理大臣 安倍 晋三 ・自民党幹事長 石破 茂
- ・自民党副総長 石原 伸晃 ・衆議院議員 石原ひろたか
- ・大島 山田 武義 ・利島 梅田 昭徳
- ・新島 植松 民万 ・神津島 清水 栄一
- ・三宅島 長谷川一也 ・御蔵島 広瀬 定昭
- ・八丈島 沖山 宗春 ・青ヶ島 菊池 正
- ・小笠原 常磐 隆二

平成二十二年一月、都議会に送り出されていたから三年余が経ちました。この度の都議会議員選挙に再び立候補するにあたりごあいさつと決意を申し上げます。この三年間は皆様からの励ましとご厚情に支えられながら、故川島忠先生のご遺志を受け継いで島しょの発展のために全力を尽くしてきました。

「島は東京の宝だ!」をスローガンに掲げ、より豊かな島づくりを私の政治活動の指針とし、勇気と情熱を持ち邁進する決意です。

伊豆諸島、小笠原諸島の皆様とともに栄えさらに発展していくことが私の願いです。この課題を解決するため全身全霊を傾け取り組んでまいります。どうか皆様の暖かいご支援をお願いいたします。



三宅正彦 みやま 41歳 自由民主党公認

島民と都政をつなぐ

田中えいじの“島党”宣言

- 島の課題には超党派で取り組み、仲間たちと島民の視点で活動します。
- 各島で都政報告会を開催し、ご意見・ご要望を都政に反映させます。
- インターネットなどを活用し、常時ご質問やご意見・ご要望をお受けし、できる限り早く対応します。
- フットワーク軽く、現場に出かけ、自分自身の目と耳と肌で確認します。
- 都政のムリ・無駄を徹底的に監視します。島関係では、例外もあります。それが“島党”です。

.....
都議会議員は127名
島の代表はただ1人
聴く姿勢、決断力と行動力で
結果を出せる議員を都政に!

田中えいじ しまとウ 元新島村長 プロフィール

○1950年荒川区生まれ、早稲田大学卒業。
○1978年家族3人で新島村に移住。役場に就職する。
役場を退職後、地域振興コンサルティング、新島村議会議員(2期)を経て、2004年新島村長。2005年村長を辞職。
○現在、東京諸島の未来を考える会代表。
○家族 妻、長女、長男、二男 孫3人。

民主党推薦 みどりの風推薦 東京・生活者ネットワーク支持



田中えいじ 無所属 62歳

この選挙公報の選挙区(島部選挙区)は、 大島支庁管内、三宅支庁管内、 八丈支庁管内、小笠原支庁管内です。

(この選挙公報は、東京都議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和38年東京都条例第3号)第4条第1項の規定により、候補者から提出された原稿を、そのまま写真製版のうえ掲載したものです。)

投票日 6月23日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

仕事やレジャーなどで投票日に行けない方は、期日前投票ができます。

- 期日前投票期間 6月15日(土)～6月22日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- 期日前投票所 お住まいの区・市役所、町・村役場やその出張所など

(期日前投票所によって、投票できる期間等が異なる場合がありますので、区市町村の選挙管理委員会におたずねください。)